

第 2 1 期
舞鶴市議会基本条例実行計画

令和 4 年 12 月 28 日策定

舞 鶴 市 議 会

目 次

1	計画の趣旨及び位置付け	1
2	計画期間	1
3	取組の内容	
(1)	市民に開かれた議会	1
①	親しみやすく身近な議会	1
②	正しく理解され信頼される議会	2
(2)	議会機能の充実	3
①	チェック機能が充実した議会	3
②	よりよい政策を生み出す議会	4
(3)	効率的・効果的な議会運営	5
①	効率的な運営を行う議会	5
②	効果的な運営を行う議会	6
4	進行管理	7

1 計画の趣旨及び位置付け

地方分権の進展に伴い、地方議会の役割と責任がますます大きくなる中、舞鶴市議会では、その役割と責任を的確に果たしていくため、議員の任期4年間における活動の指針として「活動基本計画」を策定し、「市民に開かれた議会」「議会機能の充実」「効率的・効果的な議会運営」を基本目標に取り組んできました。

これらを後戻りさせることなく、より明確に市民にも示し、市民との約束のもとにさらに推進していくことにより、市民福祉の向上と市勢の発展に尽くすという決意をもって、平成30年10月5日に「舞鶴市議会基本条例」を制定しました。

舞鶴市議会基本条例第24条の規定により、この条例に基づく活動を適切かつ確実に実行するために策定する「議員の任期4年間における具体的な取組に関する計画」として、「舞鶴市議会基本条例実行計画」を定めるものです。

なお、前期の取組に対する検証結果を踏まえ、継続すべきものは継続し、新たに取組を検討すべきものを追加して、今期の計画を取りまとめています。

2 計画期間

令和4年12月から令和8年11月まで

3 取組の内容

舞鶴市議会基本条例の前文に示す「市民に開かれた議会」「議会機能の充実」「効率的・効果的な議会運営」の実現を目標として、それぞれ具体的な取組を定めます。

(1) 市民に開かれた議会

「親しみやすく身近な議会」「正しく理解され信頼される議会」を目指して、市民に議会を知っていただくとともに、市民の意見を議会の審議や議論に反映させる取組を進めます。

① 「親しみやすく身近な議会」となるための取組

	取 組 内 容
i	コミュニティFMを活用した情報発信 FMまいづるを活用した情報発信に引き続き取り組むとともに、より効果的な情報発信となるよう検討します。

ii	<p>議会に関する学習の機会の提供</p> <p>小中学校や高等教育機関などの学習の一環として、議会の機能や役割について学ぶ機会の提供に取り組むとともに、よりよい取組となるよう検討します。</p>
iii	<p>効果的な情報発信の検討</p> <p>新たな手法も含めた効果的な情報発信についての調査研究を行います。</p>
iv	<p>市民の意見を反映させる仕組みの検討</p> <p>市民との意見交換の場の在り方のほか、議会への理解を深め、その意見を議会活動に反映させるための仕組みなどについて検討します。</p>
v	<p>傍聴環境の充実</p> <p>傍聴者用資料の配置や手話通訳・要約筆記サービスの提供に引き続き取り組むとともに、さらなる充実に向けて実施すべき取組について検討します。</p>

② 「正しく理解され信頼される議会」となるための取組

	取 組 内 容
i	<p>ホームページによる情報発信</p> <p>会議日程や会議資料のほか、議会の取組をタイムリーかつ分かりやすく掲載するとともに、このほかの情報発信手法との連動による情報発信の軸として運用します。</p>
ii	<p>市議会だよりの発行</p> <p>より分かりやすい内容となるよう調査研究を行いながら発行するとともに、このほかの情報発信手法との連動による情報発信の軸として運用します。</p>
iii	<p>会議資料や活動の積極的な公開</p> <p>議案や会議資料の公開のほか、1年間の議会の活動を取りまとめた年報の発行に引き続き取り組むとともに、公開する情報の拡大等について検討します。</p>
iv	<p>映像配信の充実</p> <p>インターネットを通じた本会議及び委員会のライブ・録画映像や議会・委員会の活動を報告する動画の配信に引き続き取り組むとともに、さらなる充実に向けて検討します。</p>
v	<p>議会の仕組みの冊子の発行</p> <p>議会の仕組みや構成などを分かりやすく取りまとめた冊子を引き続き作成するとともに、必要に応じて内容の見直しを検討します。</p>

vi	効果的な情報発信の検討【再掲】 新たな手法も含めた効果的な情報発信についての調査研究を行います。
vii	所信表明の在り方の検討 議長及び副議長の選挙に係る所信表明と所信表明に基づく運営の検証に引き続き取り組むとともに、議会内の役職の決定過程の透明化について検討します。
viii	議会基本条例の検証 本実行計画に定めた取組の実績を基にした議会基本条例の検証に引き続き取り組むとともに、よりよい手法等について検討します。
ix	議員を志す人を増やすための取組の検討 多様な人材の議会への参画を図るため、議員を志す人を増やすための取組について検討します。

(2) 議会機能の充実

「チェック機能が充実した議会」「よりよい政策を生み出す議会」を目指して、執行機関の事務執行を、公正性、透明性、信頼性の観点から適切に監視・評価することとし、そのための議会機能の充実に取り組みます。

① 「チェック機能が充実した議会」となるための取組

	取 組 内 容
i	舞鶴市総合計画の点検評価 後期実行計画の進捗状況を点検評価し、執行機関へ意見を提出する取組を引き続き行うとともに、よりよい手法等について検討します。
ii	議員間討議の活用 委員会等における意見調整等で引き続き活用するとともに、効果的な場面や内容について検討します。
iii	参考人制度の活用 専門的な意見等を参考とするために引き続き活用するとともに、効果的な活用について検討します。
iv	附帯決議の活用 議会として必要な要望事項等を執行機関に伝えるために引き続き活用するとともに、効果的な活用について検討します。
v	議員力の向上 研修機会の創出に努めるとともに、各議員も研修会等に積極的に参加するなど自己研鑽に努めます。

vi	<p>議会図書室の充実及び在り方の検討</p> <p>議員の調査研究に資するため、引き続き蔵書の充実を図るとともに、機能の充実や議会図書室の在り方について検討します。</p>
vii	<p>代表質問・一般質問の活用</p> <p>監視や提言の機会として有効に活用するとともに、その効果的な在り方について検討します。</p>
viii	<p>議案審議の在り方の検討</p> <p>議案質疑や予算決算委員会における総括質疑の在り方のほか、さらに分かりやすく質の高い質疑とするための審議の在り方について検討します。</p>
ix	<p>委員等の任期の検討</p> <p>副議長、議選監査委員及び委員会委員等の任期の在り方について、それぞれの役割や責務を踏まえて検討します。</p>
x	<p>委員外議員の発言の在り方の検討</p> <p>十分な議論を行うための委員外議員の発言の在り方について検討します。</p>

② 「よりよい政策を生み出す議会」となるための取組

	取 組 内 容
i	<p>政策提言に向けた委員会活動</p> <p>各常任委員会の重点事項に基づいた先進事例の調査や現状調査、市民意見の聴取などを通じた政策提言に引き続き取り組むとともに、より効果的な在り方などについて検討します。</p>
ii	<p>議員間討議の活用【再掲】</p> <p>委員会等における意見調整等で引き続き活用するとともに、効果的な場面や内容について検討します。</p>
iii	<p>参考人制度の活用【再掲】</p> <p>専門的な意見等を参考とするために引き続き活用するとともに、効果的な活用について検討します。</p>
iv	<p>附帯決議の活用【再掲】</p> <p>議会として必要な要望事項等を執行機関に伝えるために引き続き活用するとともに、効果的な活用について検討します。</p>
v	<p>議員力の向上【再掲】</p> <p>研修機会の創出に努めるとともに、各議員も研修会等に積極的に参加するなど自己研鑽に努めます。</p>
vi	<p>議会図書室の充実及び在り方の検討【再掲】</p> <p>議員の調査研究に資するため、引き続き蔵書の充実を図るとともに、機能の充実や議会図書室の在り方について検討します。</p>

vii	議会事務局の機能強化 議会の機能を最大限発揮できるよう支援する議会事務局の機能強化について検討します。
viii	代表質問・一般質問の活用【再掲】 監視や提言の機会として有効に活用するとともに、その効果的な在り方について検討します。
ix	政策条例の在り方の検討 議会側から政策条例を提案する場合の手順等について、事例を重ねる中で、より効果的な仕組みを検討するとともに、提案し可決した条例に対する検証の仕組みについて検討します。

(3) 効率的・効果的な議会運営

「効率的な運営を行う議会」「効果的な運営を行う議会」を目指し、市政の課題等に対する的確な審議を行うとともに、それを市民に分かりやすいものとするための取組を進めます。

① 「効率的な運営を行う議会」となるための取組

	取 組 内 容
i	委員会の活動計画の策定 各委員会において重点事項やスケジュールなどを定めて計画的に活動する取組を引き続き行うほか、必要に応じて、その在り方について検討します。
ii	議会事務局の機能強化【再掲】 議会の機能を最大限発揮できるよう支援する議会事務局の機能強化について検討します。
iii	会議の在り方の検討 各種会議の構成や運営方法等について、内容に応じた適切な在り方を検討します。
iv	議員の定数及び報酬の検討 次回の一般選挙に向けて、適正な定数及び報酬について検討します。
v	先例及び申し合わせ事項の見直し 時代の変化や議会基本条例の理念を踏まえて「先例及び申し合わせ事項」の見直しについて検討します。
vi	I C Tの活用 タブレット端末やペーパーレス会議システムの活用による活動の充実と効率化に引き続き取り組むとともに、新たな取組について検討します。

vii	<p>会派の在り方の検討</p> <p>会派制の長所を生かした取組のほか、会派を構成する人数や議長の会派所属などについて検討します。</p>
viii	<p>議長案・委員長案の作成・提出手順の検討</p> <p>議長案や委員長案を作成・提出する際の手順について検討します。</p>

② 「効果的な運営を行う議会」となるための取組

	取 組 内 容
i	<p>会議の在り方の検討【再掲】</p> <p>各種会議の構成や運営方法等について、内容に応じた適切な在り方を検討します。</p>
ii	<p>議員の定数及び報酬の検討【再掲】</p> <p>次回の一般選挙に向けて、適正な定数及び報酬について検討します。</p>
iii	<p>議会における危機管理の検討</p> <p>「舞鶴市議会における災害対応」について、訓練を通じて議会・議員の役割や行動を検証し、実効性を高める取組を引き続き行うとともに、状況に応じた見直しを検討します。</p>
iv	<p>委員等の任期の検討【再掲】</p> <p>副議長、議選監査委員及び委員会委員等の任期の在り方について、それぞれの役割や責務を踏まえて検討します。</p>
v	<p>予算要望の検討</p> <p>財政状況も踏まえながら議会に必要な予算について協議し、その確保に向けた要望を引き続き行うとともに、そのプロセスの在り方について検討します。</p>
vi	<p>他市との交流・連携の促進</p> <p>京都府北部5市2町の議会との交流・連携を引き続き行うほか、他市への視察時や視察受入時などの機会を通じた交流・連携について検討します。</p>
vii	<p>議長案・委員長案の作成・提出手順の検討【再掲】</p> <p>議長案や委員長案を作成・提出する際の手順について検討します。</p>
viii	<p>委員外議員の発言の在り方の検討【再掲】</p> <p>十分な議論を行うための委員外議員の発言の在り方について検討します。</p>

4 進行管理

この計画の進行管理は、議会運営委員会において行います。

毎年11月には、1年間の取組状況を取りまとめて公表します。

また、計画の最後の年は、4年間の総括し、改善策等を付して次期に申し送ることとします。